

作成年月日	平成 21 年 3 月 25 日
作成部局 課 室 名	農政環境部環境創造局 自然環境課

生物多様性ひょうご戦略の策定

1 策定の趣旨

自然環境の保全・再生を図る取組を県下各地で展開してきたが、生物多様性に関する目標や基本方針が共有されていないため、取組が個別的な対応となったり、生態系の連続性を確保する視点が不足している。このため、これまでの生物多様性に関する取組を体系的に整理し、その中で明らかとなった課題に的確に対応していくための総合的な指針となる「生物多様性ひょうご戦略」を策定する。

2 戦略の期間

平成 42 年(2030 年)頃を展望しつつ、概ね 10 年間(平成 29 年度まで)とし、社会経済情勢や環境問題の変化などに適切に対応するため、原則として 5 年ごとに見直しを行う。

3 特 徴

- (1) 動植物の種類や生息状況や生息数の動向など、県が有する生物多様性の豊かさを詳細に記述
- (2) コウノトリの野生復帰等の県の先導的な取組と、NPO の多彩な活動実績をとりまとめ
- (3) 県や市町のすべての事業において生物多様性の視点を取り入れるために、アドバイザーの設置や工法等の手引きとなる生物多様性配慮指針などの基盤整備を重点的に推進
- (4) NPO 等の活動をさらに充実・強化するために、NPO 等の交流や情報共有を図るネットワーク化を推進

参考：策定の経過

- (1) 環境審議会での審議(4 回)
 - ・平成 20 年 6 月、8 月、10 月、平成 21 年 3 月
- (2) パブリックコメント
 - ・平成 21 年 2 月 3 日～2 月 23 日 172 件(35 人)
- (3) NPO 等活動団体との意見交換会
 - ・活動内容、要望等に関するアンケート(195 団体)
 - ・意見交換会の開催(4 回)

生物多様性ひょうご戦略の構成

第1章 戦略策定にあたって			
戦略策定の趣旨	戦略策定の目的	戦略の性格	戦略の期間
第2章 生物多様性をとりまく情勢			
生物多様性とは	生物多様性がすべての生物にもたらす恵み	生物多様性の危機	生物多様性に関わる国内外の動向
第3章 ひょうごの生物多様性 自然環境 風景・景観、特産物、伝統文化、伝統工芸		第4章 生物多様性の取組と課題 生物多様性を保全・再生する取組 これまでの取組の評価 これまでの取組の課題	

第5章 戦略の理念と目標

(理念) すべてのいのちが共生する兵庫を私たちの手で未来へ

いのちの大切さを基本に、参画と協働のもとで多様な生物を育む社会

目標 人の営みと自然が調和し、多様な生物のいのちのつながりと恵みが循環・持続する社会

地域性豊かな自然と文化を守り育てる社会

第6章 行動計画	
すべての事業で生物多様性の視点を持つことができる仕組みの確立 生物多様性配慮指針の作成 新たなレッドデータブックの策定 外来生物対策の推進 生物多様性アドバイザーの設置	参画と協働による生物多様性保全活動の推進 NPO等の活動支援 生物多様性の重要性に関する県民等への普及啓発 環境学習を通じた生物多様性に関する理解の促進 企業のCSR活動等への支援
人の営みと生物多様性の調和の推進 生物多様性に配慮した農林水産業の振興 野生動物の保護管理の推進 遺伝子資源の適正利用の推進 防災機能と生物多様性との調和の推進 地球温暖化への対応	行動計画を支える基盤整備 生物多様性支援拠点の整備 生物多様性保全のための予防的措置の充実 生物多様性に係る重要地域保全のための国際的な仕組みの活用

第7章 戦略の効果的推進											
戦略の推進（庁内、市町、NPO等の民間活動団体、企業、国、近隣府県との連携） 行動計画の行程表・数値目標及び点検評価											
<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性配慮指針の作成（H22） ・16分類の新たなレッドデータブックの策定（H28） ・ブラックリスト、外来生物防除マニュアルの作成（H25） ・支援拠点の立ち上げ（H21） ・生物多様性アドバイザーの登録人数 ・生物多様性ネットワークに参画するNPO等の数 ・生物多様性シンボルプロジェクト ・生物多様性指導者養成数 ・企業のCSR活動等のコーディネート件数 ・農村ボランティア数 ・森林ボランティア数 ・地域ぐるみで農村環境保全活動を実施する集落数 ・里山林の再生 ・県内藻場面積 	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>100人（H25）</td> <td>100団体（H25）</td> <td>50プロジェクト（H25）</td> <td>300人（H25）</td> <td>50件（H25）</td> <td>6,000人（H27）</td> <td>12,120人（H27）</td> <td>2,200集落（H22）</td> <td>16,000ha（H27）</td> <td>2,050ha（H27）</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 県内のすべての生物種の健全性を保つ 兵庫県レッドデータブックにおいて絶滅の危険性を示すランク（A～C）ごとに掲載している生物種について、現在のランクからの変動状況を把握することにより、すべての生物種の健全性を評価する </div>	100人（H25）	100団体（H25）	50プロジェクト（H25）	300人（H25）	50件（H25）	6,000人（H27）	12,120人（H27）	2,200集落（H22）	16,000ha（H27）	2,050ha（H27）
100人（H25）	100団体（H25）	50プロジェクト（H25）	300人（H25）	50件（H25）	6,000人（H27）	12,120人（H27）	2,200集落（H22）	16,000ha（H27）	2,050ha（H27）		

生物多様性ひょうご戦略(案)概要版

第1章 戦略策定にあたって

1 戦略策定の趣旨

これまでの取組を体系的に整理し、その中で明らかとなった課題に対応していくための総合的な指針となる戦略を策定

2 戦略策定の目的

県の施策を有機的に連携させ、総合的・体系的・計画的に推進

県民、事業者、民間団体、行政などが生物多様性の保全に取り組むよう方向付け

3 戦略の性格

生物多様性基本法第13条に基づく計画

兵庫県環境基本計画における「生物多様性の保全」の具体化を図る戦略

市町の生物多様性に関する戦略の策定や実施において尊重されるべき基本指針であり、民間団体等の活動に際して尊重されるべき基本指針

4 戦略の期間

おおむね10年間（平成29年度まで）とし、原則として5年ごとに見直し

ひょうご戦略の特徴

策定手法

- 各地域において活発に活動している多くのNPO等の活動団体に対して、意見交換会、戦略に記載すべき内容に関するアンケート調査などを実施し、広く県民の意見を反映して戦略を策定

内容の特徴

- 森・川・海・里地・都市域の各生態系ごとに、動植物の種類や生息状況や生息数の動向など兵庫県が有する生物多様性の豊かさを詳細に記述
- コウノトリの野生復帰など兵庫県の先導的な取組とNPOの多彩な活動実績をとりまとめ

取組の特徴

- 県や市町のすべての事業において生物多様性の視点を取り入れるために、アドバイザーの設置や工法等の手引きとなる生物多様性配慮指針などの基盤整備を重点的に推進
- NPO等の活動をさらに充実・強化するために、NPO等の交流や情報共有を図るネットワーク化を推進

第2章 生物多様性を取り巻く情勢

1 生物多様性とは

「すべての生物の間に違いがあること」という意味を持ち、「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つのレベルでの多様性がある

2 生物多様性がすべての生物にもたらす恵み

「きれいな空気と水」「食料」「燃料」「薬品資源」「環境形成機能と防災機能」「文化を育む機能」などの恵み

3 生物多様性の危機

人間活動や開発による危機

人間活動の縮小による危機

人間により持ち込まれた外来生物による危機

地球温暖化の影響による危機

4 生物多様性に関する国内外の動向

第3次生物多様性国家戦略の策定（H19年）、生物多様性基本法の制定（H20年）、G8環境大臣会合の開催（H20年）など、生物多様性への関心の高まり

第3章 ひょうごの生物多様性

1 自然環境

中国山地を中心に形成される起伏に富んだ地形、日本海側から瀬戸内海側までの多様な気候を有する兵庫県には多くの生物種が生息

本州で最も低い標高(95.4m)の「水分れ」が生物の南北移動を可能とし、お互いが交配することによって種の多様性をさらに拡大

2 風景・景観、特産物、伝統文化、伝統工芸

豊かな自然に恵まれ、多様な気候・風土に応じた特色ある特産物や伝統文化を形成

第4章 生物多様性の取組と課題

1 生物多様性を保全・再生する取組

(1) 県の取組

条例等により、保全すべき地域の指定や土地の改変を規制、緑地の面的・量的拡大、環境影響評価制度の実施などの保全対策

自然環境に配慮した事業の展開

(森 林)

里山林整備、六甲山系における植生復元、淡路夢舞台の緑化等

(河川、湿原)

多自然川づくり、オオサンショウウオの保護対策等

(沿岸、海洋)

瀬戸内海における里海づくり、干潟や藻場の再生、底質の改善等

(ため池、田園、里地)

コウノトリの野生復帰、いなみ野ため池ミュージアム、環境創造型農業等

(都市地域)

尼崎 21 世紀の森づくり、都市緑化等

森林動物研究センターの設置による野生動物の保護管理の推進

特定外来生物の防除

ライフステージに応じた体験型環境学習、環境教育の実施

(2) 市町の取組

市町域を対象とした自然環境保全・再生計画の策定

NPO等とタイアップした生物調査

市民を対象とした自然観察会等の開催

(3) NPOの取組

生物の生息状況等の調査

(オオサンショウウオ、アカウミガメ、ギフチョウ、水生生物などの調査)

生物の保全・再生活動

(里山保全活動、ブナの植樹、コウノトリが生息できる環境づくり)

情報誌やインターネット等を活用した生物情報の発信や生物観察会等の開催

(森での活動内容)

調査・研究	保全・再生活動	普及啓発活動
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物の生息・生育状況調査(六甲山の野生生物調査・ドングリの植生調査・エドヒガン、台場クヌギ等調査) ・ ササユリ保全、山ユリ再生研究 ・ 上山高原でのモニタリング調査 ・ 鳥類調査 ・ オオウラギンヒョウモン復活手法研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブナの育樹、東六甲草原復元化 ・ ギフチョウ生息地の下草刈り等 ・ 有害鳥獣の捕獲 ・ 野生生物生息地の森づくり、育樹 ・ 里山林・人工林保全活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ チョウの観察会 ・ 探鳥会 ・ 小学校の環境学習支援 ・ 小学生等を対象とした野外体験活動 ・ 森林保全シンポジウムの開催

(里での活動内容)

調査・研究	保全・再生活動	普及啓発活動
<ul style="list-style-type: none"> 野生コウノトリ、放鳥コウノトリの追跡調査 湿地、ため池調査 ため池調査 	<ul style="list-style-type: none"> 遊休農地での菜の花栽培 コウノトリのすめる環境づくり 水路、ため池の清掃活動 	<ul style="list-style-type: none"> 田んぼの観察会 小学校の環境学習支援

(川での活動内容)

調査・研究	保全・再生活動	普及啓発活動
<ul style="list-style-type: none"> 水生生物調査 河川調査(水質・生物) ホタル調査 ヘドロ調査 オオサンショウウオ生態調査 	<ul style="list-style-type: none"> 河川敷の清掃活動 シジミオモダカ保全活動 ハマボウ、ノジグク植栽 	<ul style="list-style-type: none"> エコバスガイド 夏の川体験 治水問題についての講演会 環境学習支援

(都市での活動内容)

調査・研究	保全・再生活動	普及啓発活動
<ul style="list-style-type: none"> 酸性雨定点観測調査 生活排水調査 タンポポ調査 	<ul style="list-style-type: none"> 道路緑地帯の植栽 	<ul style="list-style-type: none"> 企業や教員を対象にした環境教育研修への講師派遣

(海での活動)

調査・研究	保全・再生活動	普及啓発活動
<ul style="list-style-type: none"> 香櫨園浜、御前浜生物調査 相生湾の生物、植物調査 砂浜漂着物調査 アマモ場造成の調査、研究 有用微生物を使用した浄化研究 	<ul style="list-style-type: none"> 相生湾清掃、浄化活動 アマモ場造成 海岸ゴミ拾い ハマユウ植え付け 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校の環境学習支援 海の環境を守る体験教室 ハマボウ観察会とシンポジウム

(4) 企業の取組

社員等による森林整備やビオトープづくり等の活動

NPO等の活動資金の支援

2 これまでの取組の課題

(1) 県・市町の取組をさらに進めるための課題

公共事業等の実施において、生物多様性に配慮する視点を盛り込むための生物情報の収集・整理、技術指針の作成、アドバイス体制の整備が必要

(2) NPO等の取組をさらに進めるための課題

活動を継続していくための資金や活動人員の確保が必要

活動のレベルアップを図るために、他団体との交流や情報共有を図る機会を提供することが必要

(3) 企業の取組を促進するための課題

CSR活動の場所や活動指導者を斡旋する仕組みが必要

企業が参入しやすい環境をつくるため、生物多様性に取組む企業が県民等から高い評価を受けるよう、生物多様性の重要性について普及啓発することが必要

(4) 生物多様性に配慮した農林水産業を推進するための課題

生物多様性に配慮した経営や産物が消費者の消費行動に結びつくための取組が必要

農林水産業に被害を与えている野生動物の保護管理を推進することが必要

(5) 県民の主体的な行動を促進するための課題

生物多様性への理解を深め、生物多様性に配慮した商品の購入や保全活動への積極的な参加を促進することが必要

第5章 戦略の理念と目標

1 理念

すべてのいのちが共生する兵庫を私たちの手で未来へ

2 目標

いのちの大切さを基本に、参画と協働のもとで多様な生物を育む社会

人の営みと自然が調和し、多様な生物のいのちのつながりと恵みが循環・持続する社会

地域性豊かな自然と文化を守り育てる社会

第6章 行動計画

1 各主体の役割

(行政)

すべての事業で生物多様性の視点を持つことを可能とするための希少生物情報の提供や専門家による助言制度などの基盤整備

自然環境の改変を伴う公共工事における生物多様性の保全への配慮 など

(N P O 等活動団体)

生物多様性を保全するための活動の実践、広く県民の参加を受け入れるプログラムの提供

専門的な知見や経験を活かした企業や教育機関等の取組の支援 など

(企業)

生物多様性と調和した事業活動の展開

事業活動に係る生物多様性への配慮に関する情報の積極的な公開 など

(農林水産業者)

生態系に配慮した農薬や肥料の使用

資源管理漁業など海洋生物の持続的な利用 など

(県民)

生物の多様性に配慮した商品を選択するなど、消費行動を通じた生物多様性の保全と持続可能な利用への貢献

希少野生動植物の捕獲、採取を行わないなど野生動植物の保全 など

2 行動の視点

多様な主体の参画と協働による支えあい

人の営みと自然との調和

地域の特性を活かす

3 県の行動計画

(1) すべての事業で生物多様性の視点を持つことができる仕組みの確立

生物多様性配慮指針の作成

公共事業等において野生生物とその生息域を保全するなど生物多様性確保のための工法や施設配置等を行うための手引きとなる指針を作成する。

新たなレッドデータブックの作成

希少種、地域の貴重な生物や生態系等のリストをレッドデータブックとしてとりまとめ、随時見直す。

外来生物対策の推進

県内に生息している外来生物の分布状況等を整理、リスト化するとともに、種ごとの防除マニュアルを作成する。

生物多様性アドバイザーの設置

公共事業等の計画策定や施工方法等を指導できるアドバイザーを設置する。

(2) 参画と協働による生物多様性保全活動の推進

NPO等の活動支援

NPO等の活動団体が、地域住民や県民、企業等に対して活動内容等をアピールし、資金や新規会員の確保につなげていくための活動発表等の機会を提供する。

大学や試験研究機関等の専門家との連絡会議の開催、NPOが一堂に会する活動発表会の場を提供するなどにより、活動内容の充実をめざすネットワーク化を図る。

生物多様性の重要性に関する県民等への普及啓発

NPO等の活動事例をとりまとめ、県民が生物多様性に関する取組に積極的に参画できるように、インターネット等を活用して活動場所等の情報を提供する。

市町や地域住民等と連携し、地域の特色ある生物の保全活動をシンボルプロジェクトとして広くPRして県民等の参画を促進する。

グリーンツーリズムやエコツーリズムを推進し県民の自然環境保全意識を醸成する。既存の環境学習・教育施策にNPOのリーダー等を派遣して、生物多様性に関する授業を組み入れることにより県民の意識醸成を図る。

ナチュラルウォッチャーや森林ボランティアなどを対象に生物多様性に関する研修を実施し、生物多様性の重要性等を教育する指導者を養成する。

企業のCSR活動等への支援

企業が生物多様性に関するCSR活動を円滑に実施できるよう、企業と土地所有者・活動指導者をコーディネートする仕組みをつくる。

県や市町のホームページや情報誌などを活用して、生物多様性保全活動に取り組む企業のイメージアップを支援する。

(3) 人の営みと生物多様性の調和の推進

生物多様性に配慮した農林水産業の振興と企業活動の推進

農業：農薬や肥料の適切な使用、食育を通じた地域農産物の消費拡大等

林業：里山林整備の推進、木材産業の振興、県産木材の利用促進等

水産業：栽培漁業の推進、魚礁設置や増殖場の造成等による魚類の生息場所の確保

企業活動：国において検討が進められている生物多様性企業活動ガイドライン（仮称）の普及を図るなど、生物多様性に与える影響を企業が自ら評価し、影響低減を図る取組の促進

野生動物の保護管理の推進

森林動物研究センターによる科学的データに基づく個体数管理・被害管理・生息地管理を着実に進める。

防災機能と生物多様性との調和の推進

森林や水田等における防災のための事業やNPO等の活動が生物多様性と調和したものとなるような技術開発を進める。

(4) 行動計画を支える基盤整備

生物多様性支援拠点の整備

生物多様性に関する情報の収集・整理・蓄積・活用、施策やNPOの活動等のサポート、県民からの相談窓口の機能を併せ持つ支援拠点を整備する。

生物多様性保全のための予防的措置の充実

人と自然の博物館、水族館、動物園等の連携のもと、絶滅のおそれのある生物標本や遺伝子を保存する。

地域の生物多様性を保全するうえで重要な生物や生態系については、環境の保全と創造に関する条例による指定制度等を活用して保全を図る。

生物多様性に係る重要地域保全のための国際的な仕組みの活用

ユネスコによる生物圏保存地域の指定、ジオパークの登録、ラムサール条約への登録など地域の取組を支援する。

第7章 戦略の効果的推進

1 戦略の推進

戦略の推進にあたっては、庁内、NPO等の民間活動団体、事業者、県民などの様々な主体と情報を共有し、連携を強化して取組を推進する。

2 行動計画の行程表・数値目標及び点検評価

行動計画の目標を下記のとおり設定し、達成状況をとりとまとめ、県環境審議会に報告する等により毎年点検・評価する。

〔目標と行動計画の関連〕

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">行動計画</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">目標</div>	すべての事業で生物多様性の視点をもつことができる仕組みの確立	参画と協働による生物多様性保全活動の推進	人の営みと生物多様性の調和の推進	行動計画を支える基盤整備
いのちの大切さを基本に、参画と協働のもとで多様な生物を育む社会				
人の営みと自然が調和し、多様な生物のいのちのつながりと恵みが循環・持続する社会				
地域性豊かな自然と文化を守り育てる社会				

行動計画：すべての事業で生物多様性の視点を持つことができる仕組みの確立

項目	内容	数値目標
生物多様性配慮指針の作成	<ul style="list-style-type: none"> 道路・河川、海岸等の指針作成（H21） 森林、農用地、ため池等の指針作成（H22） 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性配慮指針の作成（H22）
新たなレッドデータブックの策定	<ul style="list-style-type: none"> 生態系、植物、昆虫類、鳥類、魚類、ほ乳類等の分類ごとに順次策定（H21～H28） 	<ul style="list-style-type: none"> 16分類の新たなレッドデータブックの策定（H28）
外来生物対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> レッドデータブックの策定に合わせて、ブラックリスト、外来生物防除マニュアルを作成（H21～H25） 	<ul style="list-style-type: none"> ブラックリスト、外来生物防除マニュアルの作成（H25）
生物多様性アドバイザーの設置	<ul style="list-style-type: none"> 体制・運用手法等の検討（H21） 生物多様性アドバイザーの運用（H22～） 	<ul style="list-style-type: none"> アドバイザーの登録人数 100人（H25）

行動計画：参画と協働による生物多様性保全活動の推進

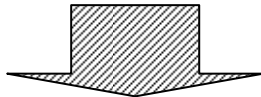
項目	内容	数値目標
NPO等の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 資金や会員を確保するための活動発表会の開催（H22～） NPO相互が交流や情報交換できる場の提供によるネットワーク化の促進（H22～） 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性ネットワークに参画するNPO等の数 100団体（H25）
生物多様性の重要性に関する県民等への普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 県民の参画を促すNPO等の活動情報の発信（H22～） 保全活動の象徴となるシンボルプロジェクトの実施（H21～） グリーンツーリズムやエコツーリズムの推進（継続） グリーンスクール事業等を通じた環境学習の推進（H21～） 地域団体の環境学習会や企業の社員研修等へのNPO等リーダーの派遣（H22～） 生物多様性指導者の養成（H21～） 	<ul style="list-style-type: none"> 棚田交流人などの農村ボランティア数 6,000人（H27） 森林ボランティア数 12,120人（H27） シンボルプロジェクト数 50箇所（H25） 指導者養成数 300人（H25）
企業のCSR活動等への支援	<ul style="list-style-type: none"> 企業と土地所有者・活動指導者を結ぶコーディネート機能の充実（H21～） 企業の生物多様性に関する事業活動の情報発信（H22～） 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性支援拠点によるコーディネート件数 50件（H25）

行動計画：人の営みと生物多様性の調和の推進

項目	内容	数値目標
生物多様性に配慮した農林水産業の振興と企業活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬や肥料の適正使用など環境創造型農業の推進（継続） ・ 集落ぐるみの営農活動の支援（継続） ・ 食育を通じた生物多様性への理解促進（継続） ・ 広葉樹林や複層林の育成、県産木材の利用促進（継続） ・ 魚礁の設置や藻場の造成等（継続） ・ 事業活動による生物多様性への影響評価を行う企業の取組の促進（H21～） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ぐるみで農村環境保全活動を実施する集落数（農地・水・環境保全向上対策集落数） 2200集落（H22） ・ 里山林の再生 16,000ha（H27） ・ 県内藻場面積 2,050ha（H27）
野生動物の保護管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林動物研究センターの成果を活かした人と野生動物の共生の促進（継続） 	
遺伝子資源の適正利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有用植物等の遺伝情報や機能に関する知見の収集・保存（継続） ・ 遺伝子組換え生物の生物多様性への影響評価情報の提供（継続） 	
防災機能と生物多様性との調和の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林や河川等における防災事業と生物多様性が調和する技術開発（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に強い森づくり整備面積 15,700ha（H23）
地球温暖化への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化による動植物への影響把握（継続） ・ 影響を受けやすい生物種の情報提供による保全活動への活用（H22～） 	

行動計画を支える基盤整備

項目	内容	数値目標
生物多様性支援拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営方法の検討、拠点の立ち上げ（H21） ・ 県民の相談窓口、生物多様性に関する情報収集・提供（H22～） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援拠点の立ち上げ（H21）
生物多様性保全のための予防的措置の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 絶滅のおそれのある種や遺伝子の保存（継続） ・ 条例等に基づく生物多様性重点対策種の指定（継続） ・ 計画段階の早い時期からの環境影響評価の実施（継続） 	
重要地域保全のための国際的な仕組みの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物圏保存地域の指定や世界ジオパークの登録支援（継続） 	



県内のすべての生物種の健全性を保つ

～兵庫県レッドデータブックにおいて絶滅の危険性を示すランク（A～C）ごとに掲載している生物種について、現在のランクからの変動状況を把握することにより、すべての生物種の健全性を評価する～

問い合わせ先
農政環境部環境創造局自然環境課
自然保護係 TEL078-362-3274